

ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン運営規約
(Workers' Collective Network Japan)

(目的)

第1条 本会はワーカーズ・コレクティブの拡大を支援するとともにそのネットワーク化を図り、ワーカーズ・コレクティブの社会的認知の向上、ワーカーズ・コレクティブ運動の推進、及び法律・制度の確立を目的とする。

(名称)

第2条 本会はワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン(Workers' Collective Network Japan) と称する。略称は WNJとする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は東京都世田谷区赤堤4丁目 1-6 に置く

(会員の資格)

第4条 本会はワーカーズ・コレクティブ事業を实践する団体により構成する。

本会に加入する団体は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

2 加入の申し込みがあったときは、運営委員会においてその諾否を決する。

(会員の種類)

第5条 会員の種類は 1号会員と 2号会員である。1号会員はワーカーズ・コレクティブの連合組織とする。

2 2号会員は単体ワーカーズ・コレクティブとする。

(賛助会員)

第6条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることかできる。ただし、賛助会員は、第 5 条に定める会員には該当しないものとする。

2 賛助会員の会費は年額一口 (10,000 円)以上とする。

(活動)

第7条 WNJでは次の活動事項を実施する。

- (1) ワーカーズ・コレクティブに関する情報収集、発信。
- (2) ワーカーズ・コレクティブ運動推進のための活動。
- (3) ワーカーズ・コレクティブの社会的認知を高める活動。
- (4) ワーカーズ・コレクティブの運動及び事業に必要な制度化に向けた活動。

- (5) ワーカーズ・コレクティブの設立支援活動。
- (6) ワーカーズ・コレクティブの事業活性化と継続のための支援活動

(運営委員会及び役員の選出)

第8条 本会の運営は運営委員会で行う。

- 2 運営委員会は運営委員により構成される。
- 3 運営委員会にはオブザーバー参加ができる。
- 4 運営委員会における議決権は 1 連合組織 1 票とする。
- 5 運営委員会のメンバーの互選により役員として代表 1 名、副代表 1 名を選出する。
- 6 役員の任期を6期と定める。

ただし運営委員会と役員本人の合意において、役員任期を延長することができる。

(運営委員)

第9条 運営委員は 1 号会員から立候補し、総会で決定する。

- 2 運営委員の任期は 1年とする。但し再任を妨げない。
- 3 運営委員は本会の目的に沿って本会のためにその責務を遂行しなければならない。

(総会)

第10条 事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 総会の議決権は1団体1票とする。

(会議の招集)

第11条 会議の招集は代表が行う。

(事務局)

第12条 本会は、事務局を置くことができる。

(サポーター)

第13条 本会は、運営委員と事務局を補佐するサポーターを置くことができる。

- 2 サポーターは運営委員会に出席することができる。

(会費)

第14条 本会を維持運営するために、会員の会費を下記のように定める。

- 1 1号会員、2号会員は入会金5,000円を本会に納入する。
- 2 1号会員の年会費は当該年度、前年度末の所属団体数に応じて下記のとおりとする。

所属団体数

1~10 30,000円

11～20 50,000円

21～50 80,000円

51～100 100,000円

101以上 200,000円

3 2号会員は年会費10,000円を本会に納入する。

4 新たに会員として加入する場合は入会金とともに当該年度の会費を納入する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は 4月 1日より、翌年 3月31日までとし、年度末に決算を行い、報告するものとする。

(改 廃)

第16条 ワーカーズ・コレクティブ ネットワークジャパンは運営規約を定め総会の承認を得る。

付則

(実施の時期)

1. 本運営要綱は 1995 年 10 月 23 日より実施する。
2. 本運営要綱は 1997 年 9 月 6 日より実施する。
3. 本運営要綱は 2000 年 6 月 2 日より実施する。
4. 本運営要綱は 2002 年 6 月 4 日より実施する。
5. 本運営要綱は 2004 年 7 月 5 日より実施する。
6. 本運営要綱は 2006 年 6 月 30 日より実施する。
7. 本運営規約は 2016 年 6 月 3 日より実施する。
8. 本運営規約は 2017 年 7 月 12 日より実施する。
9. 本運営規約は 2018 年 6 月 29 日より実施する。
10. 本運営規約は 2023 年 6 月 23 日より実施する。